

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	12	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	立地誘導促進施設協定に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 立地適正化計画に基づく居住誘導区域内又は都市機能誘導区域内において、地域コミュニティやまちづくり団体（土地所有者等）が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）について、地権者合意により協定を締結（都市再生推進法人などが管理）する制度を平成30年度に創設。</p> <p>・特例措置の内容 都市再生推進法人が、協定の目的となる土地および償却資産を有料で借り受けたもの以外で管理する場合には、道路、通路、公園、緑地、広場のように供する土地・償却資産に係る固定資産税・都市計画税について、課税標準を2/3に軽減する。（5年以上の協定の場合は3年間、10年以上の協定の場合は5年間） 現行の措置を2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第48項 令附則第11条第47項 規則附則第6条第87項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (▲ 6.4) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 人口減少下にあっても持続可能なコンパクトシティの形成に向けて、立地適正化計画に定める居住誘導区域等の利便性確保・維持に不可欠な施設の整備・管理促進を図り、もって都市の再生を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少下にあっても持続可能なコンパクトシティの形成に向けては、平成26年の都市再生特別措置法の改正により、計画と税財政上のインセンティブを組み合わせた誘導手法によって居住や都市機能の集約を図る立地適正化計画制度を創設し、その取組を促進している。しかしながら、多くの都市では、空き地等が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行し、居住や都市機能の誘導を図るべき区域においても、エリア価値の低下、生活環境の悪化、施設の種地確保の阻害等の問題を生じさせ、コンパクトなまちづくりを進める上で重大な障害となっている。</p> <p>これらの都市の再生にあたっては、低未利用土地の利用を図りながら地域の利便の確保・維持に資する道路、公園、医療施設等の公共施設、都市利便増進施設、居住者等利用施設の整備を促進し、居住環境を整備することが必要である。</p> <p>一方で、地域の利便の確保・維持に資する施設の中でも骨格となる公共施設については地方公共団体の責任のもとに整備するとしても、全ての公共施設等を地方公共団体がこれまでのように整備又は管理することは地方財政上も人材確保の側面からも困難となっており、今後は地域のコミュニティの核となるような身の周りの公共施設（道路・広場等）については、地権者が地方公共団体に代わり、地権者共同で整備又は管理することも必要な状況となっている。</p> <p>このため、地権者が全員合意により地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備又は管理を自ら行う新たな協定制度（立地誘導促進施設協定）を平成30年に創設したところであり、当該施策を引き続き推進するため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	12—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 参考指標 63 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数
	政策の達成目標	市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数について、令和7年までに評価対象都市の2/3とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を増加させる。
	政策目標の達成状況	平成31年4月時点では、70.3%の都市が増加しているところであるが、引き続き、目標達成に向け、コンパクトシティの形成に向けた取組を推進することが必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和2年度：3件 令和3年度：3件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	居住誘導区域内又は都市機能誘導区域内の低未利用土地を有効活用し、地域利便の増進に寄与する施設の整備を促進するため、地権者の全員合意により当該施設の整備・管理を地方公共団体に代わり自ら行う新たな協定制度を創設し、もって都市の再生を推進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	コンパクトシティ形成支援事業（令和2年度予算概算要求額5.86億円） 社会資本整備総合交付金（令和2年度予算概算要求額10,037億円の内数）等
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置は、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、誘導施設の整備促進、居住環境の改善等のための支援措置等を通じて、主に市町村によるコンパクトなまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本特例措置は、地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備又は管理を、地権者が地方公共団体に代わり自ら行う協定制度であり、もって都市の再生を推進するものである。
	要望の措置の妥当性	予算上の措置のみでなく、特例措置により地域の自発的な取組を促進し、需要の創造・喚起を図ることが必要。また、固定資産税・都市計画税の軽減の対象は、立地適正化計画に基づく居住誘導区域内又は都市機能誘導区域内において地権者が全員合意による協定を締結した上で、都市再生推進法人が協定の目的となる土地および償却資産を有料で借り受けたもの以外で管理する場合の、道路、通路、公園、緑地、広場に限定している。
	ページ	12—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 30 年度：0 件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 30 年 7 月に計画制度を創設したところであり、現時点では本特例措置の適用実績はないが、立地誘導促進施設協定の締結・当該協定に基づく土地の整備・管理が促進される効果が見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>全人口に占める立地適正化計画に定められた居住誘導区域内に居住する人口の割合が増加している都市数を増加させる。（2020 年（令和 2 年）までに 100 都市とする。）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 31 年 4 月時点では、70.3%の都市が増加しており、目標達成に向け堅調に推移しているところであるが、引き続き、目標達成に向け、コンパクトシティの形成に向けた取組を推進することが必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 30 年度 創設</p>